



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 5 日 (金)
第 8 4 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (684) (経済通商総室) 2
	県道の区域の変更 (685) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (686) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (687) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (688) (〃) 4
	介護老人保健施設の開設の許可 (689) (〃) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (690) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (691) (会計指導課) 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6

告 示

鳥取県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンマート郡家店
八頭郡八頭町宮谷191-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンマート 代表取締役社長 岩崎 陽一 鳥取市湖山町東二丁目133
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）サンマート新郡家店 八頭郡八頭町宮谷191-1 外
変更後 サンマート郡家店 八頭郡八頭町宮谷191-1 外
- 4 変更年月日
平成24年9月19日
- 5 変更する理由
店舗名称を決定したため
- 6 届出年月日
平成24年9月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成24年10月5日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県民局
八頭郡八頭町郡家493 八頭町建設課
- 10 意見書の提出
八頭町の区域内に居住する者、八頭町において事業活動を行う者、八頭町の区域をその地区とする商工会その他の八頭町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市長坂町字大境698-1地先から同市長坂町字宮ノ前496地先まで	変更前	7.1~18.0	400.0
		変更後	8.2~18.0	400.0
東伯関金線	東伯郡北栄町西高尾字上クシゲ1326-3地先から同町西高尾字保関峰648-1地先まで	変更前	11.4~29.9	76.0
		変更後	11.4~11.7	76.0

鳥取県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市長坂町字大境698-1地先から同市長坂町字宮ノ前496地先まで	平成24年10月 5 日

鳥取県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひばり総合福祉会	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	平成24年10月 1 日	訪問介護
鳥取市	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	〃	居宅療養管理指導
株式会社やざ友和苑	デイサービスセンターやざ友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	平成24年 9 月28日	通所介護
株式会社アドバン	デイサービスあらいぶ	鳥取市若葉台北六丁目1-9	平成24年10月 1 日	〃

鳥取県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人ひばり総合福祉会	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	平成24年10月1日	介護予防訪問介護
鳥取市	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	〃	介護予防居宅療養管理指導
株式会社やず友和苑	デイサービスセンターやず友和苑	八頭郡八頭町宮谷200-4	平成24年9月28日	介護予防通所介護
株式会社アドバン	デイサービスあらいぶ	鳥取市若葉台北六丁目1-9	平成24年10月1日	〃

鳥取県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
鳥取医療生活協同組合	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	平成24年10月1日

鳥取県告示第690号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	かわさき吾亦紅	米子市河崎1414	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型	平成24年10月1日

〃	〃	短期入所いきいきか わさきわれもこう	〃	短期入所	〃
---	---	-----------------------	---	------	---

鳥取県告示第691号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
地方自治法施行60周年記念硬貨の引換え事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県企画部企画課
主事 中村 礼
- 3 委任期間
平成24年10月5日から平成25年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年10月5日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
 - (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年11月6日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年11月11日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成24年11月11日 午後1時から午後 3時20分まで	〃	〃	〃	〃

- (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習
大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年11月6日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	5人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

セキュリティ対策ソフトライセンス 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 調達案件に係る使用期間

平成24年12月1日から平成25年11月30日まで

(5) 納入期限

平成24年11月30日（金）

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年10月25日（木）午後3時までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) この公告に示したライセンスを納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該ライセンスの納入後、保守その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成24年10月5日（金）から同年11月6日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_kaikeiyosan2@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部情報管理課

電話 0857-23-0110（代）

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_zyohokikakukanri@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年10月5日(金)から同月17日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年11月6日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月5日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年10月26日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。